

令和5年度一般財団法人兵庫県市町職員互助会給付のしおり

令和5年4月1日

互助会は、関係市町等で働く職員がお互い助け合うことにより、福利の増進、生活の向上を図り、もって地方自治の振興に寄与することを目的としています。

◎ 会員資格取得と喪失

会員は、兵庫県内の12町、関係市及び関係市町で組織する一部事務組合等の職員で、兵庫県市町村職員共済組合又は公立学校共済組合兵庫支部（兵庫県学校厚生会の会員でない者）の組合員となった日から会員資格を取得し、組合員でなくなった日から会員資格を喪失します。

（※一週間当たりの通常の勤務時間が、当該市町等の常時勤務を要する職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い者は会員から除きます。）

◎ 会員証

会員は、「クレジット機能付（JCB・VISA）会員証」か「会員証」のいずれかを選択し、様式第1号「会員証発行依頼書」及び必要書類を添付のうえ、市町等の担当者を通じて互助会へ申込みをして下さい。

会員証の提示により互助会の指定契約施設等（「情報提供事業」に記載）の優待を利用することができます。

「クレジット機能付会員証」は、年会費永年無料、海外旅行損害保険、ポイントサービス等が付与されています。申込み後、約3～4週間で指定された住所に直送されます。また希望に応じて、家族カード、ETCカードの発行も可能です（※）。

※家族カード、ETCカードについては、JCB、VISAそれぞれ年会費無料となる条件があります。詳細は下記にお問合せ下さい。

なお、互助会会員資格喪失時に各クレジットカード保有資格を喪失するため、各自でクレジットカードの解約手続きを行う必要があります。

○クレジット機能付会員証にかかる問合せ先 JCBカード TEL 0120-883-623

（受付時間/9:00～17:00 日祝・年末年始休）

VISAカード TEL 0120-492-212

（受付時間/10:00～17:00 土日祝・12/30～1/3 休）

I 一般事業

事業名	事業内容等
地域伝統文化振興支援事業	関係市町の伝統文化保存団体及びその支援団体の伝承活動・後継者育成活動等を支援します。
安全・安心のまちづくり事業	住民の利益増進を目的として関係市町が実施する事業（(1)防災事業、(2)健康づくり推進事業、(3)子育て支援推進事業、(4)地域安全まちづくり事業）に対し、助成金を交付します。
救済事業	関係市町の住民が非常災害の際に行政に協力したため、死亡又は障害を受けたときに見舞金を贈ります。 (1) 死亡又は身体障害者障害程度等級表第1級の障害を受けたとき (2) 身体障害者障害程度等級表第2級から第4級までの障害を受けたとき
地方自治の振興に関する調査研究等の事業	市町等へ給与小六法等を斡旋及び送付します。
市町等からの受託事業	市町等が発行する広報を取りまとめ、毎月1回関係市町等へ配布します。
情報提供事業	別記「情報提供事業」のとおり
健康増進事業	会員が専用ホームページに毎日歩数を入力し健康管理を行うとともに、ウォーキングを通して他府県会員との交流を促します。 https://we-walking.com/ 所属所選択・会員番号（証番号）入力 歩数を入力（25,000歩で1スタンプ） スタンプ10個で特産品に応募することができます。 ひとこと投稿（5回投稿で1スタンプ） ○ 特産品は月ごとに商品が変わり、他府県の特産品にも応募することができます。 ○ 6月と11月を「チャレンジ月間」として、5人1チームのチーム対抗で1カ月間の合計歩数を競います。参加には申込みが必要です。詳しくは、事前に配布する案内チラシをご覧ください。

一般財団法人兵庫県市町職員互助会

〒650-0011

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館内

TEL 078-331-0481

FAX 078-391-8792

◎ 会員への給付事業（共済事業・福利事業・掛金事業）について

給付事由が発生した都度、給付金請求書等に必要な書類を添えて所属長を経由し請求して下さい。給付金は、給付決定通知書等により所属長を通じて給付します。

Ⅱ 共 済 事 業

事業名	事業内容・給付金額等	請求書に必要な書類等
扶養家族入院見舞金	会員の扶養家族が、病気又は負傷により病院又は診療所に入院したときに給付します。 (1) 入院期間が10日以上するとき (2) 入院期間が30日以上するとき	○ 傷病名と入院期間が確認できる医師の診断書の写し ○ 被扶養者が確認できる共済組合の組合員証の写し
家族医療費補助金	会員の扶養家族が疾病又は負傷により地方公務員等共済組合法第56条の療養を受けその費用を負担し、1ヵ月の自己負担額総額が2万円以上の場合に給付します。	○ 通院又は入院したことによる自己負担額のわかる医療機関及び薬局の領収書の写し ○ 被扶養者が確認できる共済組合の組合員証の写し
弔慰金	会員が死亡したときに、その遺族に給付します。	○ 死亡の事実を証明する書類 ○ 会員と請求者との続柄及び遺族の順位を確認できる戸籍謄本（原本） ※ 遺族とは、会員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹です。
家族弔慰金	会員の配偶者、二親等内の血族及び一親等内の姻族が死亡したときに給付します。 ※ ただし、夫婦ともに会員でどちらか一方が死亡した場合、弔慰金のみ給付します。 (1) 配偶者 (2) 会員の一親等の血族（実父母、養父母、子） (3) 会員の二親等の血族及び一親等の姻族（実祖父母、兄弟姉妹、孫、義父母）	○ 死亡の事実を証明する書類 ○ 会員と死亡者との続柄を確認できる戸籍謄抄本（原本） ※ 二親等内の血族及び一親等内の姻族とは、本会運営規則・給付規程取扱内規に掲げる別表第5の親族の範囲内とします。
災害見舞金	会員が水震、火災、その他の非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときに給付します。 ※ ただし、会員が2人以上同居する場合の災害見舞金の合計は10万円を限度とします。 (1) 住居又は家財の3分の1以上が焼失又は滅失又は同程度の損害（住居が浸水により床上30センチメートル以上の損害を含む。） (2) 住居又は家財の7分の1以上が焼失又は滅失又は同程度の損害（住居が浸水により一部床上以上の損害を含む。）	○ 市町長又は消防署長による罹災証明書の写し ○ 住居等の罹災状況申告書 ○ 家財及び衣類等の罹災状況申告書 ○ 住居平面図（要寸法記載） ○ 損害の程度が確認できる写真 ※ 罹災が発生した場合は、すぐに所属所の担当者に申し出て下さい。
出産祝金 及 出産見舞金	会員又は会員の配偶者が出産したときに給付します。その子1人につき ※ ただし、その子の父母のいずれもが会員であるときは、そのうち1人に支給します。 ※ 出産見舞金は、妊娠4ヵ月（85日）以降の出産であれば、死産、流産及び母体保護法に基づく人工妊娠中絶を対象とします。 ※ 資格喪失後6ヵ月以内の出産を含みます。	○ 出生届出済証明後の母子手帳の写し ※ 母子手帳の「子の保護者（母・父）」欄の「氏名・生年月日」は記載もれのないようにして下さい。
いきいき子育て支援品	会員又は会員の配偶者が出産したときに子育て支援品を給付します。その子1人につき ※ ただし、その子の父母のいずれもが会員であるときは、そのうち1人に支給します。 ※ 資格喪失後6ヵ月以内の出産を含みます。	

Ⅲ 福利事業

事業名	事業内容・給付金額等	請求書に必要な書類等
結婚祝金	会員が結婚したときに給付します。 (1) 会員期間が4年6ヵ月未満 (2) 会員期間が4年6ヵ月以上7年6ヵ月未満 (3) 会員期間が7年6ヵ月以上 ※ 資格喪失後6ヵ月以内の結婚を含みます。	○ 会員の結婚後の戸籍謄抄本（原本） ※ 請求2回目は、その会員期間に応じた額の2分の1の額を給付します。
入院見舞金	会員が病気又は負傷により、病院又は診療所に入院したときに給付します。 (1) 入院期間が10日以上するとき (2) 入院期間が30日以上するとき	○ 傷病名と入院期間が確認できる医師の診断書の写し
医療費補助金	会員が疾病又は負傷により地方公務員等共済組合法第56条の療養を受けその費用を負担し、1ヵ月の自己負担額総額が2万円以上の場合に給付します。	○ 通院又は入院したことによる自己負担額のわかる医療機関及び薬局の領収書の写し
人間ドック補助金	会員が共済組合の指定する医療機関で実施する人間ドックを次の区分により受診したときに給付します。 ※ 共済組合の助成券を利用し、検査料金から助成額を除いた額が次の区分に定めた額を下回った場合は、人間ドック補助金を支給しません。 ※ 給付は、各年度1回に限ります。 (1) 1泊2日コース (2) 1日コース又は通院2日コース	○ 受診後、所属所の担当者に申し出て下さい。
障害見舞金	会員が厚生年金保険法第47条第2項（一元化前の地方公務員等共済組合法第84条第2項）の障害等級1級から2級の障害を認定され、退職を余儀なくされたときに給付します。 ※ 障害は在職期間中に受傷し、認定されたものに限ります。	○ 共済組合が発行する年金額算定明細書及び年金証書の写し ○ 傷病経過を記載した所属所長による副申書
介護支援金	会員が配偶者、二親等内の血族及び一親等の姻族のうち介護保険法（平成9年法律第123号）に定める要介護状態区分3以上の認定を受けた者を同居により介護しているときに給付します。 ※ ただし、同一の要介護者を介護する会員が複数いるときは、そのうち1人に給付します。 ※ 介護支援金の給付は、各年度1回に限ります。	○ 介護保険被保険者証の写し ○ 会員と要介護者が同一の世帯に属していることを証明する住民票（原本） ※ 「世帯主」欄及び「会員と要介護者」の続柄の記載があるものでマイナンバーの記載がないもの ※ 二親等内の血族及び一親等内の姻族とは、本会運営規則・給付規程取扱内規に掲げる別表第5の親族の範囲内とします。

◎ 家族医療費補助金・医療費補助金は、令和4年4月受診分から、会員の請求によって給付しています。

○ 家族医療費補助金・医療費補助金請求書（様式第22号）

○ 通院又は入院により支払った自己負担額のわかる医療機関及び薬局の領収書の写し

○ （家族医療費補助金請求の場合）被扶養者が確認できる共済組合の組合員証の写し

IV 掛金事業

事業名	事業内容・給付金額等	請求書に必要な書類等
銀婚祝金	会員が銀婚に達したときに給付します。 ※ 資格喪失後6ヵ月以内の満25年を含みます。	○ 婚姻年月日が確認できる会員の戸籍謄抄本 ※ 銀婚・金婚は、戸籍抄本の婚姻年月日からの対応年月日をもって給付事由が発生しますので、対応日以降に戸籍抄本を取得し請求して下さい。 例) 平成10年6月7日婚姻→令和5年6月7日銀婚
金婚祝金	会員が金婚に達したときに給付します。 ※ 資格喪失後6ヵ月以内の満50年を含みます。	
入学祝品	会員の子が学校教育法に規定する小学校、中学校または特別支援学校の小学部及び中学部のいずれかに入学したときに入学祝品として図書カードを給付します。 (1) 小学校又は特別支援学校の小学部に入学したとき (2) 中学校又は特別支援学校の中学部に入学したとき ※ ただし、その子の父母のいずれもが会員であるときは、そのうち1人に給付します。	○ 会員の子が入学したときは、所属所担当者に申し出て下さい。 ※ 入学式の翌日以降に請求して下さい。
在会慰労記念品	会員期間が次に定める年数に達したときに、相当の記念品を給付します。 (1) 特別職としての会員期間が12年に達したとき (2) 一般職としての会員期間が25年に達したとき ※ 給付は全会員期間を通じて1回です。	○ 互助会から給付の年数に達した対象者を通知しますので、所属所でとりまとめ、請求書を提出して下さい。 ※ 互助会の表彰祝金の給付を受けた会員は対象となりません。
永年会員特別給付金	会員期間が20年以上の者が、結婚祝金、銀婚祝金及び金婚祝金のいずれの給付も受けることなく会員の資格を喪失したときに給付します。 ※ ただし、死亡のときは、弔慰金をもって充てます。 ※ 結婚祝金、銀婚祝金及び金婚祝金の給付事由が発生したにもかかわらず、請求行為を起こさなかった場合は、結婚祝金、銀婚祝金及び金婚祝金の給付を受けたものとみなします。 ※ 資格喪失後、6ヵ月以内に結婚祝金、銀婚祝金及び金婚祝金の給付事由が発生する場合は、給付対象外です。	○ 会員期間中に結婚、銀婚及び金婚の事実がないことを証明できる、退職日の翌日以降に取得した戸籍謄抄本（原本）
退職せん別品	会員期間が3年以上の者が退職し会員資格を喪失したとき、次に定める会員期間に応じて、退職せん別品として全国百貨店共通商品券を給付します。 (1) 3年以上20年未満のとき (2) 20年以上40年未満のとき (3) 40年以上のとき ※ 給付は全会員期間を通じて1回です。	○ 所属所でとりまとめ、退職日の翌日以降に請求して下さい。 ※ 会員期間に一般職の期間と特別職の期間があるときは、相互に通算することができます。 ※ 互助会の退職祝品の給付を受けた会員は対象となりません。 ※ 退職日の翌日以降に請求して下さい。
リフレッシュ補助券	会員期間が次に定める年数に達したときに旅行券を給付します。 (1) 特別職の期間が8年に達したとき (2) 特別職の期間が16年に達したとき (3) 一般職の期間が20年に達したとき (4) 一般職の期間が30年に達したとき ※ 給付は全会員期間を通じて2回が限度です。	○ 互助会から給付の年数に達した対象者を通知しますので、所属所でとりまとめ、達した日以降に請求書を提出して下さい。 ※ 会員期間に一般職の期間と特別職の期間があるときは、相互に通算することができます。

◎ 給付請求権の消滅

給付請求権は、その給付事由が発生した日から2年以内に互助会が当該請求を受理しなければ消滅します。

V 情報提供事業（会員及び家族等が利用できる施設等の事業）

◎ 斡旋…お中元・お歳暮商品、腕時計等を割引価格で提供します。

◎ 施設…会員証の提示で利用できます（会員、家族等が対象）。